

平成 25 年

小松島市議会 6 月定例会議案書

平成 25 年 6 月 12 日開会

## 目 次

	(P)
議案第 5 0 号	平成 2 5 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号） . . . . . 3
議案第 5 1 号	平成 2 5 年度小松島市水道事業会計補正予算（第 1 号） . . . . . 別冊
議案第 5 2 号	小松島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について . . . . . 7
議案第 5 3 号	小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について . . . . . 1 0
議案第 5 4 号	小松島市子ども・子育て会議条例の制定について . . . . . 1 2
議案第 5 5 号	工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場建設工事） . . . . . 1 5
議案第 5 6 号	工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場ポンプ設備工事） . . . . . 1 7
議案第 5 7 号	工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場水処理設備工事） . . . . . 1 9
議案第 5 8 号	工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場電気設備工事） . . . . . 2 1
報告第 2 号	平成 2 4 年度小松島市一般会計繰越明許費の繰越報告について . . . . . 2 3
報告第 3 号	平成 2 4 年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越報告について . . . . . 2 6
報告第 4 号	平成 2 4 年度小松島市水道事業会計予算の繰越報告について . . . . . 2 8
報告第 5 号	平成 2 5 年度小松島市土地開発公社事業計画に関する報告について . . . . . 3 0

議案第50号

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,092,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月12日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,310,000	36,883	3,346,883
	1 地方交付税	3,310,000	36,883	3,346,883
14 国庫支出金		1,992,001	263,417	2,255,418
	1 国庫負担金	1,869,413	4,300	1,873,713
	2 国庫補助金	117,174	259,117	376,291
15 県支出金		942,476	27,040	969,516
	2 県補助金	312,974	26,640	339,614
	3 県委託金	85,805	400	86,205
17 寄附金		3,315	11	3,326
	1 寄附金	3,315	11	3,326
20 諸収入		160,334	10,219	170,553
	4 雑入	152,024	10,219	162,243
21 市債		836,000	154,200	990,200
	1 市債	836,000	154,200	990,200
歳入	合 計	12,601,000	491,770	13,092,770

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,052,343	4,212	1,056,555
	1 総務管理費	727,155	4,212	731,367
3 民生費		5,753,788	6,525	5,760,313
	1 社会福祉費	1,566,349	11	1,566,360
	2 老人福祉費	670,636	250	670,886
	3 児童福祉費	2,122,463	2,348	2,124,811
	4 生活保護費	1,296,424	630	1,297,054
	6 人権対策費	95,126	3,286	98,412

4 衛 生 費		1,377,169	40,019	1,417,188
	1 保 健 衛 生 費	485,758	1,489	487,247
	2 清 掃 費	891,411	38,530	929,941
6 農 林 水 産 業 費		204,538	8,894	213,432
	1 農 業 費	199,652	8,894	208,546
8 土 木 費		708,778	204,022	912,800
	3 道 路 橋 梁 費	59,673	206,951	266,624
	4 河 川 費	13	1,000	1,013
	7 都 市 計 画 費	265,384	△8,709	256,675
	8 住 宅 費	85,347	4,780	90,127
9 消 防 費		292,364	197,249	489,613
	1 消 防 費	292,364	197,249	489,613
10 教 育 費		1,019,766	19,882	1,039,648
	1 教 育 総 務 費	227,808	400	228,208
	5 社 会 教 育 費	114,547	19,482	134,029
11 災 害 復 旧 費		0	10,967	10,967
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0	10,967	10,967
歳 出 合 計		12,601,000	491,770	13,092,770

## 第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 債	1,300	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農 業 用 施 設 整 備 事 業 債	4,200			
市 道 整 備 事 業 債	8,300			
土 木 施 設 整 備 事 業 債	20,500			
防 災 対 策 事 業 債	29,200			
消 防 施 設 整 備 事 業 債	43,700			
災 害 復 旧 事 業 債	2,500			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
公 共 事 業 等 債	51,800	30,800	82,600
行 政 改 革 推 進 債	18,300	13,700	32,000

議案第 5 2 号

小松島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

小松島市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように制定する。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、小松島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。



4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和 3 7 年小松島市条例第 1 0 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号

小松島市子ども・子育て会議条例の制定について

小松島市子ども・子育て会議条例を別紙のように制定する。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、小松島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書きを除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場建設工事）

平成 22 年 11 月 1 日議決、平成 23 年 9 月 30 日議決、同年 12 月 16 日議決、平成 24 年 12 月 17 日議決及び平成 25 年 3 月 25 日議決の別紙工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 12 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

工 事 名	金磯南雨水ポンプ場建設工事
工 事 箇 所	小松島市金磯町字土手町地内
請 負 者	西松建設(株)四国支店・中山建設(株)・誠建設(有) 金磯南雨水ポンプ場建設工事共同企業体
代表構成員	東京都港区虎ノ門一丁目20番10号 西松建設株式会社 代表取締役社長 近藤 晴貞 高松市番町三丁目8番11号 西松建設株式会社四国支店 上記代理人支店長 川崎 邦彦
構 成 員	小松島市金磯町9番8号 中山建設株式会社 代表取締役 中山 直治
構 成 員	小松島市金磯町8番79号 誠建設有限会社 代表取締役 中野 寿之
契 約 工 期	着工 平成22年11月 2日 完成 平成25年 7月31日
既決請負金額	1, 144, 668, 000円 (税込)
変更請負金額	1, 149, 583, 050円 (税込)



議案第56号

工事請負契約の変更について(金磯南雨水ポンプ場ポンプ設備工事)

平成23年12月16日議決、平成24年12月17日議決及び平成25年3月25日議決の別紙工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年6月12日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

工 事 名	金磯南雨水ポンプ場ポンプ設備工事
工 事 箇 所	小松島市金磯町字土手町地内
請 負 者	株式会社石垣 四国支店・米原工業株式会社 金磯南雨水ポンプ場ポンプ設備工事共同企業体
代表構成員	高松市番町1丁目10-21 株式会社石垣 四国支店 支店長 中 隅 純 一
構 成 員	小松島市櫛漕町字太田51 米原工業株式会社 代表取締役 米 原 實
工 期	着工 平成23年12月19日 完成 平成25年 9月30日
既決請負金額	628,719,000円(税込)
変更請負金額	635,550,300円(税込)

議案第 57 号

工事請負契約の変更について(金磯南雨水ポンプ場水処理設備工事)

平成 23 年 12 月 16 日議決、平成 24 年 12 月 17 日議決及び平成 25 年 3 月 25 日議決の別紙工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 12 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

工 事 名	金磯南雨水ポンプ場水処理設備工事
工 事 箇 所	小松島市金磯町字土手町地内
請 負 者	前澤工業株式会社・株式会社アルス製作所 金磯南雨水ポンプ場水処理設備工事共同企業体
代表構成員	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号 前澤工業株式会社 大阪支店 支店長 前 田 司
構 成 員	小松島市金磯町8番90号 株式会社アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝
工 期	着工 平成23年12月19日 完成 平成25年 9月30日
既決請負金額	223,683,600円 (税込)
変更請負金額	224,299,950円 (税込)

議案第58号

工事請負契約の変更について（金磯南雨水ポンプ場電気設備工事）

平成23年12月16日議決、平成24年12月17日議決及び平成25年3月25日議決の別紙工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求める。

平成25年6月12日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

工 事 名 金磯南雨水ポンプ場電気設備工事

工 事 箇 所 小松島市金磯町字土手町地内

請 負 者 高松市古新町2番地3  
株式会社明電舎 四国支店  
支店長 脇 野 敬

工 期 着工 平成23年12月19日  
完成 平成25年 9月30日

既決請負金額 286,755,000円(税込)

変更請負金額 291,545,100円(税込)

報告第2号

平成24年度小松島市一般会計繰越明許費の  
繰越報告について

平成25年度に繰越した平成24年度小松島市一般会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月12日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

平成24年度小松島市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
②総務費	1総務管理費	本庁舎耐震化事業（補正予算関連）	7,500	7,500		2,454	5,000		46
③民生費	1社会福祉費	総合福祉センター避難施設整備事業	20,000	20,000		10,000	10,000		
③民生費	3児童福祉費	保育所緊急整備事業	195,000	195,000		126,173	68,800		27
③民生費	6人権対策費	厚生福祉解放センター耐震化事業 （補正予算関連）	15,000	15,000		11,566	3,400		34
④衛生費	2清掃費	再生可能エネルギー等導入推進基金事業	1,500	1,500		1,500			
⑧土木費	3道路橋梁費	道路補修事業	4,500	4,500			4,500		
⑧土木費	3道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業	8,973	8,973		4,935			4,038
⑧土木費	3道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 （補正予算関連）	13,000	13,000		7,150			5,850
⑧土木費	5砂防費	自然災害防止事業	4,960	4,960		2,480	1,200	1,240	40
⑧土木費	7都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	3,658	3,658					3,658
⑧土木費	7都市計画費	金磯地区まちづくり事業	5,555	5,555			3,100		2,455
⑧土木費	8住宅費	木造住宅耐震事業（補正予算関連）	13,000	13,000		9,250			3,750
⑧土木費	8住宅費	小集落外壁改修事業（補正予算関連）	44,000	44,000		36,200	7,800		
⑨消防費	1消防費	防災行政無線整備事業	332,448	332,448		146,200	186,200		48
⑨消防費	1消防費	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	31,437	31,437		19,300	12,100		37
⑨消防費	1消防費	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業 （補正予算関連）	183,715	183,715		117,899	62,100		3,716
⑨消防費	1消防費	地域津波避難計画策定事業 （補正予算関連）	600	600		480			120



(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
⑨ 消 防 費	1 消 防 費	水難救助隊整備事業（補正予算関連）	15,024	15,024		12,690	2,300		34
⑩ 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 耐 震 化 事 業	262,813	262,813		92,383	170,400		30
⑩ 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校耐震化事業（補正予算関連）	48,126	48,126		14,769	33,300		57
⑩ 教 育 費	3 中 学 校 費	理科算数振興事業（補正予算関連）	1,800	1,800		900			900
⑩ 教 育 費	3 中 学 校 費	中 学 校 耐 震 化 事 業	89,013	89,013		29,713	59,300		
⑩ 教 育 費	4 幼 稚 園 費	幼 稚 園 耐 震 化 事 業	54,548	54,548		15,711	38,800		37
⑩ 教 育 費	4 幼 稚 園 費	幼稚園耐震化事業（補正予算関連）	9,060	9,060		6,663			2,397
⑩ 教 育 費	7 保 健 体 育 費	市総合グラウンド整備事業（補正予算関連）	15,000	15,000		12,750			2,250
合 計			1,380,230	1,380,230		681,166	668,300	1,240	29,524

平成25年5月31日調製

報告第3号

平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計  
繰越明許費の繰越報告について

平成25年度に繰越した平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月12日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

平成24年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
① 下水道費	1 建設費	公共下水道建設事業	1,352,600	1,352,600		669,940	681,900		760
合 計			1,352,600	1,352,600		669,940	681,900		760

平成25年5月31日調製

## 報告第4号

### 平成24年度小松島市水道事業会計予算の繰越報告について

平成25年度に繰越した平成24年度小松島市水道事業会計繰越額について別紙のとおり報告を受けたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

平成25年6月12日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

# 平成24年度小松島市水道事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配水管事業【全国防災】	79,033	2,818	76,215	15,900	55,400	4,915	0	0	関係機関との協議
資本的支出	建設改良費	老朽管更新事業【補正予算】	132,600	0	132,600	28,200	0	104,400	0	0	工事着工箇所の選定
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配水管事業【補正予算】	76,875	0	76,875	14,000	0	62,875	0	0	工事着工箇所の選定
資本的支出	建設改良費	社会資本整備総合事業【補正予算】	12,488	0	12,488	5,439	0	7,049	0	0	仕様の検討
合 計			300,996	2,818	298,178	63,539	55,400	179,239	0	0	

## 報告第5号

### 平成25年度小松島市土地開発公社事業計画に 関する報告について

小松島市土地開発公社より、別紙のとおり平成25年度事業計画に関する書類の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。

平成25年6月12日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

平成25年度 事業計画

公有地の拡大の推進に関する法律の定めるところにより、平成25年度小松島市土地開発公社の事業計画を、次のとおり定める。

区 分	事 業 計 画 内 容	予 定 額 (千円)
1. 土地の取得	葬斎場建設用地 場 所：小松島市田野町字赤石北 面 積：3,100㎡ 地権者： 4名 買収金額：35,800千円	35,800
	公共用地の取得については、小松島市 と協議のうえ、適宜行う事が出来る。	80,000
	合 計	115,800

## 第1表

## 平成25年度 収入支出予算

## 収 入

(単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業収益		0	
	① 土地売却収入	0	
	② 事務費収入	0	
2 借入金		115,800	
	① 借入金	115,800	
3 繰越金		2,790	
	① 繰越金	2,790	
4 事業外収入		1	
	① 利息収入	1	
	② 雑収入	0	
5 流動負債		30,000	
	① 一時借入金	30,000	
合 計		148,591	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業原価		115,800	
	① 先行取得用地費	115,800	
2 管理費		190	
	① 一般管理費	190	
3 借入金償還金		30,000	
	① 借入金償還金	30,000	
4 予備費		2,601	
	① 予備費	2,601	
合 計		148,591	



## 収入支出予算実施計画

収 入

(単位：千円)

款	項	目	金 額	備考
1 事業収益			0	
	1 土地売却収入		0	
		1 土地売却収益	0	
	2 事務費収入		0	
		1 事務費収益	0	
2 借入金			115,800	
	1 借入金		115,800	
		1 借入金	115,800	
3 繰越金			2,790	
	1 繰越金		2,790	
		1 繰越金	2,790	
4 事業外収入			1	
	1 利息収入		1	
		1 受取利息	1	
	2 雑収入		0	
		1 雑収入	0	
5 流動負債			30,000	
	1 一時借入金		30,000	
		1 借入金	30,000	
収 入 合 計			148,591	

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	金 額	備考
1 事業原価				115,800	
	1 先行取得用地費			115,800	
		1 買収土地		0	
		2 代行用地		115,800	
2 管理費				190	
	1 一般管理費			190	
		1 人件費		60	
			報 酬	60	
			給 料	0	
			共 済 費	0	
		2 事務局費		130	
			旅 費		
			報 償 費		
			賃 金		
			備用品費		
			燃 料 費		
			食 糧 費	3	
			修 繕 費		
			支払利息費	6	
			通信運搬費		
			委 託 料	40	
			公 課 費	80	
			原材料費		
			雑 費	1	
3 借入金償還金				30,000	
	1 借入金償還金			30,000	
		1 元金償還金		30,000	
4 予備費				2,601	
	1 予 備 費			2,601	
		1 予 備 費		2,601	
支 出 合 計				148,591	

# 借 入 金

(単位：千円)

目 的	限度額	借入方法	利 率	償 還 方 法
土地の先行取得 造成及び付帯工 事並びに運用資 金	35,800	証書借入	年利 3.0%以内	1カ年以上据置 10年以内償還  但し、繰上償還する ことが出来るものと する。
	80,000	証書借入	年利 3.0%以内	1カ年据置 5年以内償還  但し、繰上償還する ことが出来るものと する。
合 計	115,800			

# 一時借入金

(単位：千円)

目的	限度額	借入方法	利率	償還方法
運用資金	15,000	証書借入		平成25年度末に阿波銀行からの一時借入金にて返済
返済金	15,000	証書借入	年 2.175%	平成26年度の市運用資金にて返済

# 債務に関する計算書

## 長期借入金

(単位：千円)

借入金	前事業年度末債務額	本事業年度の債務額	計	本事業年度の債務		本年債務	事業年度末額
				債務によるもの	小計		
阿波銀行	0	0	0	0	0		0
前事業年度繰入予定額	0	0	0	0	0		0
本年度の借入予定額	0	115,800	115,800	0	0		115,800
合計	0	115,800	115,800	0	0		115,800

# 平成24年度 小松島市土地開発公社予定損益計算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

(単位：千円)

1	事業収益	-----	0
	①土地売却収入	-----	0
	②事務費収入	-----	0
2	事業費用	-----	0
	土地売却原価	-----	0
3	管理費	-----	169
	①人件費	-----	48
	②事務局費	-----	121
4	事業外収益	-----	1
	①利息収入	-----	1
	②雑収入	-----	0
5	特別利益	-----	0
	<u>当期純利益</u>	-----	<u>△168</u>

# 平成24年度 小松島市土地開発公社予定貸借対照表

平成25年3月31日

(単位：千円)

<b>資産の部</b>	
1 流動資産	
①現金預金	2,790
②未収金	0
流動資産合計	2,790
2 事業資産	
1 先行取得用地	
①買収土地	0
②造成土地	19,490
③調査	0
④代行用地	0
2 建設工事勘定	
①土地費	0
事業資産合計	19,490
3 固定資産	
1 基本資産	
①基本資産	10,890
2 有形固定資産	
①工具器具備品	0
工具器具備品	0
減価償却引当金	0
固定資産合計	10,890
<b>資産合計</b>	<b>33,170</b>

(単位：千円)

## 負債の部

### 4 流動負債

①一時借入金 15,000

②前受金 0

流動負債合計 15,000

### 5 固定負債

①銀行借入金 0

固定負債合計 0

## 負債合計

15,000

## 資本の部

### 6 基本財産

①基本財産 10,890

基本財産合計 10,890

### 7 準備金

①当年度末準備金 7,280

前期繰越準備金 7,448

当年度繰越準備金 0

当期純利益 △168

準備金合計 7,280

## 資本合計

18,170

## 負債・資本合計

33,170



# 平成25年度 小松島市土地開発公社予定損益計算書

平成25年4月1日～平成26年3月31日

(単位：千円)

1	事業収益	0
	①土地売却収入	0
	②事務費収入	0
2	事業費用	0
	①土地売却原価	0
3	管理費	190
	①人件費	60
	②事務局費	130
4	事業外収益	1
	①利息収入	1
	②雑収入	0
	<u>当期純利益</u>	<u>△ 189</u>

# 平成25年度 小松島市土地開発公社予定貸借対照表

平成26年3月31日

(単位：千円)

資産の部	
1 流動資産	
①現金預金	2,601
②未収金	0
流動資産合計	2,601
2 事業資産	
1 先行取得用地	
①買収土地	0
②造成土地	19,490
③調査	0
④代行用地	115,800
2 建設工事勘定	
①土地費	0
事業資産合計	135,290
3 固定資産	
1 基本資産	
①基本資産	10,890
2 有形固定資産	
①工具器具備品	0
工具器具備品	
減価償却引当金	0
固定資産合計	10,890
<b>資産合計</b>	<b>148,781</b>

(単位：千円)

## 負債の部

### 4 流動負債

①一時借入金 15,000

②前受金 0

流動負債合計 15,000

### 5 固定負債

①銀行借入金 115,800

固定負債合計 115,800

## 負債合計

130,800

## 資本の部

### 6 基本財産

①基本財産 10,890

基本財産合計 10,890

### 7 準備金

①当年度末準備金 7,091

前期繰越準備金 7,280

当年度繰越準備金 0

当期純利益 △189

準備金合計 7,091

## 資本合計

17,979

## 負債・資本合計

148,781

平成25年度 小松島市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

受入資金		支払資金	
区分	金額	区分	金額
土地売却収入	0	土地取得費	115,800
事務費収入	0	一般管理費	190
借入金	115,800	借入金償還金	0
繰越金	2,790	一時借入金返済金	30,000
事業外収入	1	予備費	2,601
一時借入金	30,000		
合計	148,591	合計	148,591